

令和 5 年 11 月 27 日  
障精発 1127 第 6 号  
令和 8 年 3 月 26 日  
一部改正 障精発 0326 第 2 号

都道府県  
各 精神保健福祉主管部（局）長 殿  
指定都市

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部精神・障害保健課長  
( 公 印 省 略 )

#### 医療保護入院における家族等の同意に関する運用について

今般、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 104 号。以下「改正法」という。）により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）が改正されたところである。

当該改正を踏まえた精神科病院の管理者が家族等からの同意を得る際の運用の考え方については下記のとおりであるので、医療保護入院制度の円滑、適正な実施に遺憾なきを期されるとともに、貴管下市町村を含め関係者、関係団体に対する周知方につき配慮されたい。

なお、本通知は令和 6 年 4 月 1 日からの適用とし、「医療保護入院における家族等の同意に関する運用について（平成 26 年 1 月 24 日障精発 0124 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）」は令和 6 年 3 月 31 日付けで廃止する。

#### 記

##### I 家族等の同意に関する基本的な考え方

1. 医療保護入院は、本人の同意を得ることなく入院させる制度であることから、

その運用には格別の慎重さが求められる。本人の同意が求められる状態である場合には、可能な限り、本人に対して入院医療の必要性等について十分な説明を行い、その同意を得て、任意入院となるように努めなければならない。

2. また、医療保護入院においては、その診察の際に付き添う家族等が、通例、当該精神障害者を身近で支える家族等であると考えられることから、精神科病院の管理者(以下「管理者」という。)は、原則として、診察の際に患者に付き添う家族等に対して入院医療の必要性等について十分な説明を行い、当該家族等から同意を得ることが適当である。

## II 同意を得る際の留意点

1. 管理者が家族等から医療保護入院の同意を得る際には、同意を行う者の氏名、続柄等を書面で申告させて確認する。その際には、運転免許証やマイナンバーカード等の提示により可能な範囲で本人確認を行うとともに、当該者の精神の機能の状態等を踏まえ、上記書面の申告内容を確認されたい。なお、医療保護入院及び入院期間の更新に関する同意における書面の様式については、「精神科病院に入院する時の告知等に係る書面及び入退院の届出等について」（令和5年11月27日障精発1127第5号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知）の様式8及び13を適宜活用されたい。
2. 管理者が家族等から医療保護入院の同意を得る際に、後見人又は保佐人の存在を把握した場合には、これらの者の同意に関する判断を確認することが望ましい。
3. 当該医療保護入院者に係る精神障害者が未成年である場合に管理者が親権者から同意を得る際には、民法(明治29年法律第89号)第824条の2第1項の規定にしたがって、原則として父母双方の同意を要するものとする。なお、父母の片方が虐待を行っている場合等、父母双方の同意を得ることが不相当と認められる場合は、この限りではない。
4. 精神障害者に対する医療やその後の社会復帰には家族等の理解と協力が重要であることを踏まえると、医療保護入院は、より多くの家族等の同意の下で行われることが望ましい。このため、管理者が医療保護入院の同意についての家族等の間の判断の不一致を把握した場合には、可能な限り、家族等の間の意見の調整が図られることが望ましく、管理者は、必要に応じて家族等に対して医療保護入院の必要性等について説明することが望ましい。
5. 管理者が家族等の間の判断の不一致を把握した場合であって、後見人又は保佐

人の存在を把握し、これらの者が同意に反対しているときには、その意見は十分に配慮されるべきものと解する。

6. 管理者が家族等の中の判断の不一致を把握した場合において、親権を行う者の同意に関する判断は、親権の趣旨に鑑みれば、特段の事情があると認める場合を除き、尊重されるべきものと解する。

7. 医療保護入院後に管理者が当該入院に反対の意思を有する家族等(医療保護入院の同意を行った家族等であって、入院後に入院に反対することとなったものを含む。)の存在を把握した場合には、当該家族等に対して入院医療の必要性や手続の適法性等について説明することが望まれる。その上で、当該家族等が依然として反対の意思を有するときは、管理者は、都道府県知事(精神医療審査会)に対する退院請求を行うことができる旨を教示する。

### III 同意又は不同意の意思表示を行わない場合

1. 今回新たに、家族等の全員が同意又は不同意の意思表示を行わない場合にも市町村長同意を適用することとした趣旨は、家族等であっても、本人と疎遠である等の理由で、当該家族等において本人の利益を勘案できず、同意又は不同意の判断が難しい場合や、同意又は不同意の意思表示することにより本人とその家族等の関係が悪化することを懸念し関わりを拒否する場合等があることを考慮するものである。

2. 家族等が同意又は不同意の意思表示を行わなかったことにより、市町村長同意により入院した場合であって、入院後、当該家族等が、当該入院について同意又は不同意の意思表示を行った場合、当該入院について、入院手続の補正等を行う必要はない。

3. 家族等が同意又は不同意の意思表示を行わなかったことにより、市町村長同意により入院した患者の入院期間を更新するため、家族等の同意を求めるときは、入院手続において家族等が同意又は不同意の意思表示を行わなかったことを理由に家族等から除くことはできないため、当該家族等に対し、入院期間の更新の同意又は不同意の意思の確認をする必要がある。